

第 244 号（令和 8 年 10 月 15 日 発行）	発行日 5 日、15 日、25 日
横 浜 市 報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[条例]

- △ 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例及び横浜市建築基準条例の一部を改正する条例【都市整備局総務課】 4

[規則]

- △ 横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則【総務局税制課】 5
- △ 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則【こども青少年局保育・教育認定課】 7

[告示]

- △ 公印の廃止【総務局法制課】 8
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 9
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 11
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 12
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 15
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の休止【健康福祉局生活支援課】 16
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 17
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】 19
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 20
- △ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定【健康福祉局高齢施設課】 22
- △ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止【健康福祉局高齢施設課】 23
- △ 保存すべき緑地の指定【みどり環境局公園緑地事業課】 24
- △ 市道路線の認定【道路・交通政策局路政課】 25
- △ 市道路線の廃止【道路・交通政策局路政課】 26
- △ 市道区域の決定及び供用の開始【道路・交通政策局路政課】 29
- △ 市道区域の変更及び供用の開始【道路・交通政策局路政課】 31
- △ 市道区域の変更【道路・交通政策局路政課】 41

[公告]

- △ 横浜みなとみらいホールの指定管理者の指定【にぎわいスポーツ文化局文化振興課】 43
- △ 能楽堂の指定管理者の指定【にぎわいスポーツ文化局文化振興課】 44

△ 横浜市芸能センターの指定管理者の指定【にぎわいスポーツ文化局文化振興課】	45
△ 市民ギャラリーの指定管理者の指定【にぎわいスポーツ文化局文化振興課】	46
△ 斎場の指定管理者の指定【健康福祉局環境施設課】	47
△ 墓地の指定管理者の指定【健康福祉局環境施設課】	48
△ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案の縦覧【都市整備局都市計画課】	49
△ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧【都市整備局都市計画課】	50
△ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧【都市整備局都市計画課】	51
△ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧【都市整備局都市計画課】	52
△ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧【都市整備局都市計画課】	53
△ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧【都市整備局都市計画課】	54
△ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧【都市整備局都市計画課】	55
△ 公園の設置【みどり環境局公園緑地管理課】	56
△ マンション等売却組合に係る資金計画の変更の認可【建築局住宅再生課】	57
△ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】	58
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	59
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	60
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	61
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	62
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	63
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	64
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	65
△ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	66
△ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	67
△ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	68
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	69
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	70
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	71
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	72
[区公告]	
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【青葉区総務課】	73
△ 市税犯則事件調査吏員証の無効【旭区税務課】	75
△ 横浜市鶴見中央地域ケアプラザの指定管理者の指定【鶴見区福祉保健課】	76

△ 横浜市西区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【西区福祉保健課】	77
△ 横浜市笹野台地域ケアプラザの指定管理者の指定【旭区福祉保健課】	78
△ 横浜市西柴地域ケアプラザ及び横浜市西柴コミュニティハウスの指定管理者の指定【金沢区福祉保健課】	79
△ 横浜市日吉本町地域ケアプラザの指定管理者の指定【港北区福祉保健課】	80
△ 横浜市鴨居地域ケアプラザの指定管理者の指定【緑区福祉保健課】	81
△ 横浜市たまプラーザ地域ケアプラザの指定管理者の指定【青葉区福祉保健課】	82
△ 横浜市都田地域ケアプラザ及び横浜市都田地区センターの指定管理者の指定【都筑区地域振興課】	83
△ 横浜市深谷俣野地域ケアプラザの指定管理者の指定【戸塚区福祉保健課】	84
[水道局]	
△ 指定公金事務取扱者の指定及び徴収事務の委託【サービス推進課】	85
[交通局]	
△ 横浜市交通局借上げ職員住宅管理規程の一部を改正する規程【人事課】	88
[市選挙管理委員会]	
△ 横浜市長選挙における選挙運動費用の支出制限額【選挙課】	89
[区選挙管理委員会]	
△ 委員の補欠【神奈川区】	90
[選挙長等]	
△ 横浜市長選挙候補者の届出【選挙課】	91
[市会]	
△ 令和8年第3回市会定例会会議事項（第1日）【議事課】	92
△ 令和8年第3回市会定例会会議事項（第2日）【議事課】	93
△ 令和8年第3回市会定例会会議事項（第3日）【議事課】	95

条 例

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例及び横浜市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

横浜市条例第54号

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例及び横浜市建築基準条例の一部を改正する条例

（横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年2月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第1項中「第16条第7項第11号」を「第16条第8項第12号」に改める。

（横浜市建築基準条例の一部改正）

第2条 横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条の4第1項中「第52条第1項第8号」を「第52条第1項第9号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行する。

規則

横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

横浜市規則第68号

横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市市税条例施行規則（昭和25年12月横浜市規則第80号）の一部を次のように改正する。

附則第7条及び第8条を次のように改める。

第7条及び第8条 削除

附則第9条中「規定する住宅」の次に「（同項に規定する勧告に従わないで新築した住宅を除く。）」を加え、「から附則第11条まで」を「及び次条」に、「附則第11条各号に掲げる」を「附則第11条に定める」に改める。

附則第10条第1号中「次に掲げる居住用専有部分」の次に「（法施行令附則第12条第1項第7号に規定する居住用専有部分をいう。以下同じ。）」を加え、同号ア中「専有部分都市計画税額」の次に「（区分所有に係る家屋（法第341条第12号に規定する区分所有に係る家屋をいう。）の専有部分（法第352条第1項に規定する専有部分をいう。附則第13条の2第1項第2号及び第2項第2号において同じ。）に係る法第352条第1項に規定する区分所有者が法第702条の8第1項の規定により法第352条に規定する固定資産税の例により納付する義務を負うものとされる都市計画税の額をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「の住宅」の次に「（法施行令附則第12条第5項に規定する住宅に限る。）」を加え、「法施行令附則第12条第4項第2号」を「同条第4項第2号」に改める。

附則第11条中「次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める書類」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書で、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5－1(3)の等級6以上の基準に適合する旨の評価が表示されたものの写し」に改め、同条各号を削る。

附則第12条第1号中「附則第12条第20項」を「附則第12条第21項」に改め、同号ア中「附則第12条第21項第1号イ」を「附則第12条第22項第1号イ」に改め、同号イ中「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第22項第1号ロ」に改め、同条第2号ア中「附則第

12条第21項第2号イ」を「附則第12条第22項第2号イ」に改め、同号イ中「附則第12条第21項第2号ロ」を「附則第12条第22項第2号ロ」に改める。

附則第13条第1項中「附則第12条第33項」を「附則第12条第34項」に改め、同条第2項中「附則第12条第36項」を「附則第12条第37項」に改める。

附則第13条の2第1項第1号ア中「附則第12条第50項第1号イ」を「附則第12条第51項第1号イ」に改め、同号イ中「附則第12条第50項第1号ロ」を「附則第12条第51項第1号ロ」に改め、同号ウ中「附則第12条第50項第1号ハ」を「附則第12条第51項第1号ハ」に改め、同項第2号ア中「附則第12条第50項第2号イ」を「附則第12条第51項第2号イ」に改め、同号イ中「附則第12条第50項第2号ロ」を「附則第12条第51項第2号ロ」に改め、同号ウ中「附則第12条第50項第2号ハ」を「附則第12条第51項第2号ハ」に改め、同条第2項第1号ア中「附則第12条第51項第1号イ」を「附則第12条第52項第1号イ」に改め、同号イ中「附則第12条第51項第1号ロ」を「附則第12条第52項第1号ロ」に改め、同号ウ中「附則第12条第51項第1号ハ」を「附則第12条第52項第1号ハ」に改め、同項第2号ア中「附則第12条第51項第2号イ」を「附則第12条第52項第2号イ」に改め、同号イ中「附則第12条第51項第2号ロ」を「附則第12条第52項第2号ロ」に改め、同号ウ中「附則第12条第51項第2号ハ」を「附則第12条第52項第2号ハ」に、「同条第21項第2号イ」を「同条第22項第2号イ」に、「同条第51項第2号ハ」を「同条第52項第2号ハ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

横浜市規則第69号

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則（平成27年12月横浜市規則第101号）の一部を次のように改正する。

第3条第21号ウ中「第157条第18号」を「第157条第22号」に、「このウ」を「このエ」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 法第19条第8号主務省令第157条第18号から第20号までに掲げる事務（以下このウにおいて「乳児等支援給付認定関係事務」という。）に必要な次に掲げる情報

(ア) 乳児等支援給付認定関係事務に係る乳児等支援給付認定子ども（法第19条第8号主務省令第157条第18号イに規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。（イ）及び（ウ）において同じ。）に係る児童福祉法による保育所における保育の実施に関する情報

(イ) 乳児等支援給付認定関係事務に係る乳児等支援給付認定子ども又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報

(ウ) 乳児等支援給付認定関係事務に係る乳児等支援給付認定子ども又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る障害者関係情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

横浜市告示第 331 号
公印の廃止
次のとおり公印を廃止する。
令和 8 年 10 月 15 日

横浜市長職務代理者
横浜市副市長 平原 敏 英

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市長職務代理者印 (宅地開発業務専用)	令和 8 年 10 月 15 日	紛失により押印不可

横浜市告示第 332 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

1 診療所又は薬局

指定年月日	名 称	所在地
令和8年7月30日	ハックドラッグ磯子駅前薬局	磯子区森一丁目7番6号
令和8年8月1日	二宮研整形外科皮フ科	鶴見区豊岡町18番9号
同	アリス薬局	都筑区中川一丁目10番2号
令和8年8月6日	ベイサイドクリニック	西区南幸二丁目17番4号
令和8年9月1日	G I N Z A 中央クリニック横浜院	西区高島二丁目14番11号
同	フィットケアデポ笹下店薬局	港南区笹下四丁目2番3号
同	上永谷丸山台デンタルオフィス	港南区丸山台四丁目8番1－82号
同	大倉山内視鏡&デンタルクリニック	港北区大倉山二丁目5番8号
同	十日市場駅前歯科・矯正歯科	緑区十日市場町 805 番地の1
同	青葉台セントラル歯科・矯正歯科	青葉区青葉台一丁目5番地の7
同	横浜ゆりまりトータルレディースクリニック	都筑区池辺町 4,035 番地の1
令和8年9月7日	メディカルパークセンター北	都筑区中川中央一丁目1番5号
令和8年10月1日	すこやかこどもクリニック三ツ境	瀬谷区三ツ境1番地の5

2 訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和7年8月1日	廣株式会社	都筑区茅ヶ崎南一丁目1番1号	訪問看護ステーションぶどう	都筑区川和町1,471番地
令和8年8月1日	株式会社 T r i g r a m	東京都武蔵村山市大南5丁目37番地の5	みなと訪問看護ステーション横浜	神奈川区神奈川本町9番地の4
同	株式会社アンビス	東京都中央区京橋1丁目6番1号	医心館訪問看護ステーション二俣川	旭区二俣川1丁目41番地の1
同	株式会社 A T	川崎市高津区千年新町9番地の15	指定訪問看護アットリハ小雀町	戸塚区小雀町2,314番地
令和8年9月1日	株式会社 ニューパートナーズ	大阪市北区梅田1丁目13番1号	スイート訪問看護ステーション瀬谷	瀬谷区瀬谷四丁目33番地の7

横浜市告示第 333 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

指定年月日	氏 名	名 称	所在地
令和8年 8月1日	石 神 洋 次	訪問はり灸マッ ッサージりらいふ 横浜事務所	青葉区千草台40番 地の43
令和8年 10月1日	原 桃 子	フレアス在宅マ ッサージ横浜鶴 見施術所	鶴見区鶴見中央一 丁目2番4号
同	小 西 里 渚	きくな鍼灸マッ ッサージ治療院	神奈川区西寺尾二 丁目24番2号
同	近 藤 巖 悟	あおぞら整骨院 黄金町院	中区末吉町4丁目 68番地の3
同	湊 本 大 介	リカバリー横浜 マッサージ治療 院	保土ヶ谷区和田一 丁目7番29号
同	寒河江 勝 美	フレアス在宅マ ッサージ横浜港 北中央施術所	港北区菊名四丁目 8番11号
同	松 尾 明 典	まごころ鍼灸マ ッサージ治療院	港北区北新横浜二 丁目3番地の1

横浜市告示第 334 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

1 診療所又は薬局

変更年月 日	名 称	所在地
令和6年 10月8日	(新)医療法人社団聖礼会ア ス横浜歯科矯正歯科	南区井土ヶ谷下町 215 番 地の 1
	(旧)医療法人社団聖礼会ア ス横浜歯科クリニック	
同	(新)医療法人社団聖礼会ア ス港北歯科矯正歯科	都筑区茅ヶ崎中央 5 番 1 号
	(旧)医療法人社団聖礼会ア ス港北歯科クリニック	
令和8年 7月1日	(新)大倉山メディカルクリ ニック	港北区大倉山三丁目 41 番 22 号
	(旧)医療法人社団 V a l e n t i n e & C o . 大倉 山メディカルクリニック	
同	(新)医療法人社団東光会牧 野記念病院	緑区鴨居二丁目 21 番 11 号
	(旧)医療法人社団武蔵野会 牧野記念病院	
同	(新)医療法人社団東光会牧 野リハビリテーション病 院	緑区鴨居三丁目 32 番 33 号
	(旧)医療法人社団武蔵野会 牧野リハビリテーション 病院	
同	(新)アイン薬局都筑南山田 店	都筑区南山田二丁目 18 番 7 号

	(旧) ゆり薬局	
令和8年 7月3日	(新) 医療法人清貴会 S A I 白楽歯科・矯正歯科	神奈川区西神奈川三丁目 17番地の11
	(旧) 医療法人清貴会 斎田デ ンタルクリニック	
令和8年 8月1日	(新) 横浜日ノ出町泌尿器科 皮ふ科	中区長者町9丁目 166番 地の1
	(旧) 石橋泌尿器科皮フ科ク リニック	
同	(新) 磯部歯科医院・矯正歯 科	緑区十日市場町 868番地 の7
	(旧) 磯部歯科医院	
令和8年 8月17日	(新) ツバキ薬局はまゆう店	都筑区茅ヶ崎中央 29番 11 号
	(旧) はまゆう薬局	
令和8年 9月1日	(新) ヨコハマデンタルクリ ニック 鶴見歯科医院	神奈川区金港町 1番地の 10
	(旧) 鶴見歯科医院分院ヨコ ハマデンタルクリニック	

2 訪問看護事業者等

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名称	訪問看護ステ ーション等の 所在地
令和3年 4月1日	公益財団法人横浜勤労 者福祉協会	鶴見区矢向 一丁目6番 20号	うしおだ訪問 看護ステーシ ョン	(新) 鶴見区矢向 一丁目5番 29 号
				(旧) 鶴見区矢向 一丁目5番 26 号
令和6年 10月1日	株式会社ぎ ゅっと L I F E	(新) 神奈川区 西寺尾三丁 目8番 18号	ぎゅっと訪問 看護ステーシ ョン	神奈川区西寺 尾三丁目8番 18号
		(旧) 神奈川区 神大寺二丁 目4番 16号		
令和8年 7月1日	エフィラグ グループ株式 会社	港北区新横 浜三丁目2 番地の3	(新) ショコラ精 神科訪問看護 新横浜	港北区新横浜 二丁目17番地 の11

			(旧) アポロ精神 科訪問看護ス テーション新 横浜	
同	A L S O K 介護株式会 社	さいたま市 大宮区三橋 2丁目795 番地	(新) A L S O K ナーズステー ション北新横 浜	港北区北新横 浜二丁目3番 地の1
			(旧) A L S O K の介護新横浜 訪問看護ステ ーション	
同	A L S O K 介護株式会 社	さいたま市 大宮区三橋 2丁目795 番地	(新) A L S O K ナーズステー ション横浜青 葉	青葉区美しが 丘一丁目12番 地の18
			(旧) アミカ横浜 訪問看護ステ ーション	
同	ライフテン ド株式会社	(新) 瀬谷区北 新38番地の 10	てんど訪問看 護ステーション	(新) 瀬谷区北新 38番地の10
		(旧) 瀬谷区三 ツ境173番 地の4		(旧) 瀬谷区三ツ 境173番地の 4

横浜市告示第 335 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

変更年月日	氏 名	名 称	所在地
令和8年 2月6日	池 田 和 義	(新) 池田和義	(新) 神奈川区入江二丁目4番32号
		(旧) 大倉山バランス指圧治療院	(旧) 港北区大倉山五丁目29番3号
令和8年 6月15日	矢 澤 翔 太	(新) 矢澤翔太	(新) 保土ヶ谷区新井町204番地の5
		(旧) えとす鍼灸	(旧) 神奈川区六角橋一丁目8番23号

横浜市告示第 336 号

生活保護法に基づく指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

診療所又は薬局

休止年月日	名 称	所在地
令和8年8月1日	アイン薬局青葉もみのき台店	青葉区もみの木台6番地の8

横浜市告示第 337 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名 称	所在地
令和8年6月30日	吉田歯科医院	南区睦町1丁目8番地の2
令和8年7月15日	医療法人社団瀬谷整形外科クリニック	瀬谷区橋戸一丁目37番地の33
令和8年7月25日	スマイル薬局港北高田店	港北区高田西三丁目1番21号
令和8年7月29日	ハックドラッグ磯子駅前薬局	磯子区森一丁目7番6号
令和8年7月31日	村上整形外科	鶴見区豊岡町18番9号
同	横浜駅みなみ東口歯科	西区高島二丁目14番9号
同	アリス薬局	都筑区中川一丁目10番2号
令和8年8月5日	ベイサイドクリニック	西区南幸二丁目20番11号
令和8年8月15日	おひさま薬局都筑店	都筑区中川一丁目14番8号
令和8年8月31日	大沢歯科医院	戸塚区平戸一丁目29番6号

2 訪問看護事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和7年7月31日	株式会社むすび	都筑区川和町 1,471 番	訪問看護ステーションぶど	都筑区川和町 1,471 番地

		地	う	
令和8年 8月31日	株式会社リ ベルケア	東京都豊島 区東池袋3 丁目1番1 号	看護小規模多 機能レベル四 季の森公園	旭区上白根町 795番地の2

横浜市告示第 338 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

診療所又は薬局

辞退年月日	名 称	所在地
令和8年7月31日	ハマ薬局	保土ヶ谷区星川一丁目4番3号
令和8年9月17日	高島町まつなが歯科クリニック	西区戸部町5丁目189番地
令和8年9月30日	e a t L I F E クリニック	旭区鶴ヶ峰二丁目20番地の1

横浜市告示第 339 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

1 居宅介護事業者（訪問看護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和8年8月1日	医療法人健人会	鶴見区鶴見中央三丁目1番27号	鶴見中央クリニック	鶴見区鶴見中央三丁目1番27号

2 居宅介護事業者（訪問リハビリテーション）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和8年8月1日	医療法人健人会	鶴見区鶴見中央三丁目1番27号	鶴見中央クリニック	鶴見区鶴見中央三丁目1番27号

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和8年8月1日	医療法人健人会	鶴見区鶴見中央三丁目1番27号	鶴見中央クリニック	鶴見区鶴見中央三丁目1番27号

4 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和8年8月1日	医療法人健人会	鶴見区鶴見中央三丁目1番27号	鶴見中央クリニック	鶴見区鶴見中央三丁目1番27号

5 介護予防事業者（介護予防訪問リハビリテーション）

指 定 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 所 の 名 称	介 護 予 防 事 業 所 の 所 在 地
令 和 8 年 8 月 1 日	医 療 法 人 健 人 会	鶴 見 区 鶴 見 中 央 三 丁 目 1 番 27 号	鶴 見 中 央 ク リ ニ ッ ク	鶴 見 区 鶴 見 中 央 三 丁 目 1 番 27 号

6 介 護 予 防 事 業 者 （ 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導 ）

指 定 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 所 の 名 称	介 護 予 防 事 業 所 の 所 在 地
令 和 8 年 8 月 1 日	医 療 法 人 健 人 会	鶴 見 区 鶴 見 中 央 三 丁 目 1 番 27 号	鶴 見 中 央 ク リ ニ ッ ク	鶴 見 区 鶴 見 中 央 三 丁 目 1 番 27 号

横浜市告示第 340 号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項及び第115条の2第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社東急 イーライフデ ザイン	クレールレジ デンス横浜十 日市場ケアレ ジデンス	緑区十日市 場町 1,258 番地の92	令和8年 10月1日	特定施設入 居者生活介 護、介護予 防特定施設 入居者生活 介護

横浜市告示第 341 号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があった。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
株式会社 S O Y O K A Z E	横浜パークケ アコミュニテ ィそよ風	中区山下町 74番地の2	令和8年 9月30日	特定施設入 居者生活介 護、介護予 防特定施設 入居者生活 介護

横浜市告示第 342 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）
第7条第1項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を
指定した。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
上矢部ふれあいの樹林	戸塚区上矢部町 2,662 番の29	令和8年9月14日から

横浜市告示第343号

市道路線の認定

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、次のように市道路線を認定する。

その関係図面は、横浜市道路・交通政策局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原敏英

路線名	起 終	点 点
東希望が丘 第671号線	旭区中尾一丁目35番の19地先 同区同 34番の12地先	
笹下 第615号線	磯子区森三丁目67番の2地先 同区同 648番の10地先	
新吉田 第518号線	港北区綱島台504番の18地先 同区同 502番の1地先	
大倉山 第379号線	港北区師岡町333番の26地先 同区同 町同 番の14地先	
大倉山 第380号線	港北区師岡町333番の38地先 同区同 町332番の7地先	
師岡 第415号線	港北区師岡町333番の23地先 同区同 町同 番の24地先	
小机 第395号線	港北区鳥山町320番の18地先 同区同 町319番の4地先	
小机 第396号線	港北区鳥山町244番の31地先 同区同 町318番の1地先	
小机 第397号線	港北区鳥山町331番の34地先 同区同 町同 番の25地先	
柏尾 第615号線	戸塚区上柏尾町277番の38地先 同区同 町261番の26地先	
深見 第230号線	瀬谷区中屋敷二丁目20番の2地先 同区同 3番の4地先	
深見 第231号線	瀬谷区中屋敷二丁目3番の4地先 同区同 13番の7地先	

横浜市告示第344号

市道路線の廃止

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道路線を廃止する。

その関係図面は、横浜市道路・交通政策局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

路 線 名	起 終 点 点
蒔田 第136号線	南区蒔田町841番の9地内 同区同町同番の1地内
上大岡 第332号線	港南区大久保一丁目547番の3地先
笹下 第593号線	磯子区森三丁目67番の2地先 同区同644番の1地先
森 第83号線	磯子区森三丁目644番の10地先 同区同641番の1地先
新杉田 第1号線	磯子区森三丁目642番の4地先 同区同637番の1地先
新杉田 第2号線	磯子区森三丁目644番の10地内 同区同639番の2地先
新杉田 第4号線	磯子区森三丁目644番の2地先 同区同同番の4地先
新杉田 第6号線	磯子区森三丁目57番の3地先 同区同55番の3地先
氷取沢 第85号線	磯子区氷取沢町326番の15地先 同区同町同番の12地先
新吉田 第78号線	港北区綱島台504番の18地先 同区同503番の1地先

小机 第250号線	港北区鳥山町244番の11地先 同区同町319番の2地先
小机 第319号線	港北区鳥山町333番の26地先 同区同町320番の27地先
小机 第327号線	港北区鳥山町319番の12地先 同区同町316番の4地先
小机 第332号線	港北区鳥山町244番の15地先 同区同町333番の27地先
小机 第333号線	港北区鳥山町320番の5地先 同区同町335番の39地先
奈良 第94号線	青葉区鴨志田町1,058番の2地先 同区同町964番地先
戸塚 第573号線	戸塚区上倉田町236番の1地内 同区同町345番の2地内
下倉田 第368号線	戸塚区下倉田町970番地先 同区同町992番の7地先
東俣野 第118号線	戸塚区影取町212番の4地先 同区同町211番地先
下飯田 第222号線	泉区和泉町977番の2地先 同区同町976番地先
深見 第29号線	瀬谷区中屋敷二丁目20番の9地先 同区同2番の5地先
深見 第63号線	瀬谷区中屋敷二丁目1番の30地先 同区同2番の19地先
深見 第64号線	瀬谷区中屋敷二丁目2番の5地先
深見 第65号線	瀬谷区中屋敷二丁目3番の4地先 同区同2番の10地先
深見	瀬谷区中屋敷二丁目1番の2地先

第 86 号 線	同 区 同 2 番 の 5 地 先
橋 戸 第 94 号 線	瀬 谷 区 瀬 谷 五 丁 目 35 番 の 9 地 先 同 区 同 同 番 の 3 地 先

横浜市告示第 345 号

市道区域の決定及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路・交通政策局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

1 道路区域の決定及び供用開始の期日

令和8年10月15日

2 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	幅 員 m	延 長 m
東 希 望 が 丘 第 671 号 線	旭 区 中 尾 一 丁 目 35 番 の 19 地 先 から 同 区 同 34 番 の 12 地 先 まで	3.01 ないし 3.76	121.49
笹 下 第 615 号 線	磯 子 区 森 三 丁 目 67 番 の 2 地 先 から 同 区 同 648 番 の 10 地 先 まで	2.03 ないし 4.21	53.52
新 吉 田 第 518 号 線	港 北 区 綱 島 台 504 番 の 18 地 先 から 同 区 同 502 番 の 1 地 先 まで	2.83 ないし 3.42	24.55
大 倉 山 第 379 号 線	港 北 区 師 岡 町 333 番 の 26 地 先 から 同 区 同 町 同 番 の 14 地 先 まで	5.50 ないし 5.51	115.87
大 倉 山 第 380 号 線	港 北 区 師 岡 町 333 番 の 38 地 先 から 同 区 同 町 332 番 の 7 地 先 まで	6.50 ないし 6.51	122.58
師 岡 第 415 号 線	港 北 区 師 岡 町 333 番 の 23 地 先 から 同 区 同 町 同 番 の 24 地 先 まで	5.50 ないし 5.51	50.40
小 机 第 395 号 線	港 北 区 鳥 山 町 320 番 の 18 地 先 から 同 区 同 町 319 番 の 4 地 先 まで	6.00	166.98
小 机 第 396 号 線	港 北 区 鳥 山 町 244 番 の 31 地 先 から 同 区 同 町 318 番 の 1 地 先 まで	4.50 ないし 5.75	47.61
小 机	港 北 区 鳥 山 町 331 番 の 34 地 先 から		

第 397 号線	同 区 同 町 同 番 の 25 地 先 まで	6.00	233.68
柏 尾 第 615 号線	戸 塚 区 上 柏 尾 町 277 番 の 38 地 先 か ら 同 区 同 町 261 番 の 26 地 先 ま で	5.50	198.45
深 見 第 230 号線	瀬 谷 区 中 屋 敷 二 丁 目 20 番 の 2 地 先 か ら 同 区 同 3 番 の 4 地 先 ま で	4.52 な い し 5.18	198.91
深 見 第 231 号線	瀬 谷 区 中 屋 敷 二 丁 目 3 番 の 4 地 先 か ら 同 区 同 13 番 の 7 地 先 ま で	4.51 な い し 6.61	331.93

横浜市告示第 346 号

市道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路・交通政策局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和8年10月15日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
師岡 第98号線	旧	鶴見区獅子ケ谷一丁目1,2 10番地先から 同区駒岡一丁目230番 の25地先まで	m 3.66 ないし 3.77	m 20.56
	新	同	4.89 ないし 4.98	同
師岡 第109号線	旧	鶴見区駒岡一丁目230番 の24地先から 同区同 326番 の47地先まで	2.76 ないし 2.80	73.42
	新	同	4.51 ないし 4.52	同
下末吉 第4号線	旧	鶴見区駒岡一丁目230番 の3地先	4.06 ないし 4.51	3.51
	新	同	4.51 ないし 4.55	同
北寺尾 第200号線	旧	鶴見区馬場一丁目1,452 番の3地先から	2.66 ないし	44.60

		神奈川県西寺尾一丁目 1,151 番の24地先まで	4.00	
	新	同	3.63 ないし 4.26	同
東寺尾 第402号線	旧	鶴見区岸谷三丁目 1,714 番の1地先から 同 区 同 1,573 番の5地先まで	3.63 ないし 3.70	25.68
	新	同	6.00 ないし 6.13	同
	旧	鶴見区岸谷三丁目 1,714 番の48地先から 同 区 同 1,575 番の8地先まで	3.62 ないし 4.15	32.53
	新	同	6.00 ないし 6.40	同
菅田 第26号線	旧	神奈川県菅田町 1,058 番地先から 同 区 同 町 1,096 番の3地先まで	5.22 ないし 5.32	20.81
	新	同	5.54 ないし 5.55	同
上大岡 第26号線	旧	港南区最戸二丁目 544 番の2地先から 同 区 大久保一丁目 547 番の3地先まで	2.83 ないし 2.84	1.90
	新	同	3.42	同
下野庭 第604号線	旧	港南区日野四丁目 924 番の13地先から 同 区 同 718 番の1地先まで	1.82 ないし 2.02	32.92
	新	同	4.55 ないし	同

			4.98	
上 星 川 第 73 号 線	旧	保 土 ケ 谷 区 川 島 町 521 番 の 9 地 先 から 同 区 同 町 520 番 の 26 地 先 まで	2.78 な い し 4.57	45.50
	新	同	3.55 な い し 6.23	同
三 ツ 沢 第 176 号 線	旧	保 土 ケ 谷 区 峰 岡 町 2 丁 目 144 番 地 先 から 同 区 同 町 1 丁 目 101 番 の 80 地 先 まで	3.74 な い し 3.87	27.15
	新	同	4.55 な い し 4.63	同
中 山 第 328 号 線	旧	旭 区 上 白 根 町 1,437 番 の 10 地 先 から 同 区 同 町 1,436 番 の 30 地 先 まで	2.72 な い し 3.10	39.91
	新	同	3.61 な い し 3.79	同
中 山 第 354 号 線	旧	旭 区 上 白 根 町 1,436 番 の 21 地 先 から 同 区 同 町 1,435 番 の 3 地 先 まで	9.02	20.94
	新	同	9.53	同
川 井 第 234 号 線	旧	旭 区 下 川 井 町 2,222 番 の 32 地 先 から 同 区 同 町 2,218 番 の 35 地 先 まで	4.48 な い し 4.50	19.63
	新	同	4.50	同
上 白 根 第 156 号 線	旧	旭 区 上 白 根 町 190 番 地 先 から	2.89 な い し 3.65	34.63

		同区同 町 191 番の 8 地先まで		
	新	同	4.92 ないし 6.19	同
上白根 第 170 号線	旧	旭区上白根町 191 番の 8 地先から 同区同 町 219 番の 3 地先まで	4.25 ないし 4.49	14.03
	新	同	4.51	同
東希望が丘 第 325 号線	旧	旭区中希望が丘 235 番の 9 地先から 同区同 265 番の 94 地先まで	5.55 ないし 5.92	24.15
	新	同	6.01 ないし 6.34	同
東希望が丘 第 656 号線	旧	旭区中希望が丘 133 番の 1 地先から 同区同 同 番の 10 地先まで	4.45 ないし 4.49	21.50
	新	同	4.50	同
	旧	旭区中希望が丘 133 番の 1 地先から 同区同 同 番の 13 地先まで	4.45 ないし 4.51	12.18
	新	同	4.50 ないし 4.51	同
笹下 第 591 号線	旧	磯子区森三丁目 698 番の 10 地先から 同区同 59 番の 1 地先まで	4.12 ないし 6.79	129.59
	新	同	同	同

笹下 第593号線	旧	磯子区中原一丁目58番の 3地先から 同区森三丁目57番の1 地先まで	1.84 ないし 3.60	29.21
	新	同	4.46 ないし 4.88	同
氷取沢 第74号線	旧	磯子区氷取沢町326番の 4地先から 同区同町同番の 1地先まで	2.15 ないし 4.54	21.07
	新	同	4.54 ないし 5.62	同
氷取沢 第86号線	旧	磯子区氷取沢町315番の 1地先から 同区同町326番の 1地先まで	2.00 ないし 2.52	11.54
	新	同	4.05 ないし 4.36	同
下田 第132号線	旧	港北区高田西五丁目2,652 番の2地先から 同区同2,655 番の8地先まで	2.34 ないし 2.76	15.77
	新	同	2.40 ないし 2.58	4.25
箕輪 第156号線	旧	港北区箕輪町一丁目156 番の1地先から 同区同157 番の10地先まで	1.81 ないし 1.91	16.68
	新	同	4.50 ないし 4.81	同
新羽 第351号線	旧	港北区新羽町1,695番の 4地先から	4.66	2.04

		同 区 同 町 1,694 番 の 1 地 先 まで		
	新	同	同	同
大 倉 山 第 133 号 線	旧	港 北 区 大 豆 戸 町 17 番 の 14 地 先 から 同 区 師 岡 町 336 番 の 14 地 先 まで	3.91 な い し 4.48	6.49
	新	同	4.19 な い し 4.51	同
	旧	港 北 区 大 豆 戸 町 20 番 の 2 地 先	3.37 な い し 5.99	12.93
	新	同	4.50 な い し 5.99	同
大 倉 山 第 200 号 線	旧	港 北 区 師 岡 町 300 番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 333 番 の 20 地 先 まで	3.08 な い し 4.04	94.79
	新	同	3.79 な い し 6.51	93.20
師 岡 第 113 号 線	旧	港 北 区 師 岡 町 349 番 の 3 地 先 から 同 区 同 町 332 番 の 5 地 先 まで	2.15 な い し 2.18	26.04
	新	同	3.33 な い し 3.34	同
師 岡 第 117 号 線	旧	港 北 区 師 岡 町 332 番 の 7 地 先 から 同 区 同 町 305 番 の 6 地 先 まで	3.03 な い し 3.60	31.90
	新	同	3.67 な い し 3.78	同

小机 第327号線	旧	港北区鳥山町319番の1 地先から 同区同町317番の1 地先まで	2.78 ないし 2.81	14.62
	新	同	4.50	同
菊名 第248号線	旧	港北区篠原町3,047番地 先から 同区同町3,232番の 1地先まで	1.75 ないし 1.77	18.28
	新	同	5.11 ないし 5.12	同
北八朔南部 第157号線	旧	緑区新治町560番の5地 先から 同区同町558番の1地 先まで	2.30 ないし 2.45	12.59
	新	同	3.90 ないし 3.99	同
北八朔南部 第243号線	旧	緑区青砥町1,033番の1 地先から 同区同町1,058番の7 地先まで	1.84 ないし 1.92	29.63
	新	同	2.92 ないし 2.96	同
中山 第50号線	旧	緑区台村町552番の1地 先から 同区同町553番の2地 先まで	3.71 ないし 3.73	21.38
	新	同	4.57 ないし 4.66	同
荏田北部 第33号線	旧	青葉区荏田町246番の1 地先から 同区新石川一丁目30番 の8地先まで	3.03 ないし 4.25	26.36

	新	同	3.84 ないし 4.39	同
荏田北部 第36号線	旧	青葉区荏田町245番の4 地先から 同区新石川一丁目30番 の8地先まで	2.41 ないし 4.64	116.01
	新	同	3.48 ないし 4.64	同
川和 第137号線	旧	都筑区川和町805番の1 地先から 同区同町818番の2 地先まで	3.04	18.27
	新	同	5.15 ないし 5.16	同
平戸 第231号線	旧	戸塚区平戸五丁目939番 の5地先から 同区同 1,288 番の4地先まで	2.77 ないし 6.71	78.64
	新	同	10.73 ないし 31.54	同
汲沢 第218号線	旧	戸塚区戸塚町4,471番の 9地先から 同区同町4,520番地 先まで	4.42 ないし 5.02	12.54
	新	同	4.51 ないし 5.02	同
汲沢 第223号線	旧	戸塚区戸塚町4,506番の 4地先から 同区同町4,474番の 4地先まで	4.35 ないし 4.51	0.70
	新	同	4.51	同

汲 沢 第 465 号 線	旧	戸 塚 区 汲 沢 四 丁 目 711 番 地 先 から 同 区 同 713 番 の 11 地 先 まで	2.43 な い し 3.35	29.43
	新	同	3.48 な い し 3.93	同
汲 沢 第 467 号 線	旧	戸 塚 区 汲 沢 四 丁 目 718 番 の 2 地 先 から 同 区 同 713 番 の 20 地 先 まで	2.49 な い し 2.70	24.26
	新	同	3.70 な い し 4.96	同
和 泉 町 第 191 号 線	旧	泉 区 和 泉 中 央 南 三 丁 目 2,9 82 番 の 13 地 先 から 同 区 同 2,9 65 番 の 8 地 先 まで	2.31 な い し 2.73	34.79
	新	同	4.53 な い し 4.62	同
下 飯 田 第 322 号 線	旧	泉 区 和 泉 町 716 番 の 7 地 先 から 同 区 同 町 同 番 の 25 地 先 まで	3.56 な い し 3.59	14.66
	新	同	4.60 な い し 5.11	同
五 貫 目 第 36 号 線	旧	瀬 谷 区 目 黒 町 20 番 の 2 地 先 から 同 区 同 町 19 番 の 10 地 先 まで	3.78 な い し 3.89	38.78
	新	同	4.14 な い し 4.20	同
目 黒 第 134 号 線	旧	瀬 谷 区 中 屋 敷 一 丁 目 3 番 の 2 地 先 から 同 区 同 2 番 の 24 地 先 まで	3.65 な い し 3.82	35.45

	新	同	5.50	同
深見 第29号線	旧	瀬谷区中屋敷二丁目20番 の1地先から 同 区 同 2番 の8地先まで	2.88	2.76
	新	同	同	同
深見 第43号線	旧	瀬谷区中屋敷一丁目7番 の1地先から 同 区 同 10番 の31地先まで	3.12 ないし 3.26	9.52
	新	同	5.50	同
深見 第217号線	旧	瀬谷区中屋敷二丁目2番 の5地先から 同 区 同 3番 の16地先まで	9.14	4.75
	新	同	9.14 ないし 9.20	7.48

横浜市告示第 347 号

市道区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路・交通政策局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

1 道路区域の変更の期日

令和8年10月15日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
長津田 第34号線	旧	緑区長津田町2,106番の1地内から 同区長津田三丁目2,066番の2地先まで	m 7.83 ないし 9.30	m 38.70
	新	同	10.09 ないし 10.93	同
	旧	緑区長津田四丁目2,106番の3地内から 同区長津田三丁目2,000番の29地先まで	6.89 ないし 7.22	101.59
	新	同	8.77 ないし 9.83	同
市ヶ尾 第73号線	旧	青葉区柿の木台23番の8地先から 同区藤が丘一丁目5番の13地先まで	6.52 ないし 9.59	16.85
	新	同	6.50 ないし 6.52	同

原宿 第96号線	旧	戸塚区原宿五丁目939番 の28地先	4.37 ないし 4.38	1.31
	新	同	同	同

公 告

横浜市公告第 511 号

横浜みなとみらいホールの指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜みなとみらいホールの指定管理者として、次の者を指定した。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

指定管理者		指定の期間
所在地	名 称	
中区山下町2番地	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 理事長 近 藤 誠 一	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで

横浜市公告第 512 号

能楽堂の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、能楽堂の指定管理者として、次の者を指定した。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横 浜 能 楽 堂	中 区 山 下 町 2 番 地	公 益 財 団 法 人 横 浜 市 芸 術 文 化 振 興 財 団 理 事 長 近 藤 誠 一	令 和 9 年 4 月 1 日 か ら 令 和 14 年 3 月 31 日 ま で
久 良 岐 能 舞 台	東 京 都 品 川 区 大 崎 4 丁 目 1 番 2 号	株 式 会 社 シ グ マ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ 代 表 取 締 役 社 長 角 宣 広	同

横浜市公告第 513 号

横浜市芸能センターの指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市芸能センターの指定管理者として、次の者を指定した。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜にぎわい座	中区山下町2番地	公益財団法人横浜 市芸術文化振興財 団 理事長 近 藤 誠 一	令和9年4月1日 から令和14年3月 31日まで

横浜市公告第 514 号

市民ギャラリーの指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市民ギャラリーの指定管理者として、次の者を指定した。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市民ギャラリー	中区山下町 2番地	公益財団法人横浜 市芸術文化振興財 団／西田装美株式 会社共同事業体 代表者 公益財団法人横浜 市芸術文化振興財 団 理事長 近 藤 誠 一	令和9年4月1日 から令和14年3月 31日まで

横浜市公告第 515 号

斎場の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、斎場の指定管理者として、次の者を指定した。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市東部 斎場	中区山下町 1番地	清光社・宮本工業 所・大成有楽不動 産共同事業体 代表者 株式会社清光社 代表取締役社長 鈴木 真	横浜市東部斎場の 供用開始の日から 令和14年3月31日 まで

横浜市公告第 516 号

墓地の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、墓地の指定管理者として、次の者を指定した。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
舞岡しぜん墓園	中区山下町 1番地	清光社・横浜植木 共同事業体 代表者 株式会社清光社 代表取締役社長 鈴木 真	舞岡しぜん墓園の 供用開始の日から 令和14年3月31日 まで

横浜市公告第 517 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案の縦覧

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区

新橋町・西が岡特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

泉区新橋町地内

3 縦覧期間

令和8年10月15日から令和8年10月29日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和8年10月15日から令和8年10月29日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>）

横浜市公告第 518 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区

三保町東谷特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

緑区三保町地内

3 縦覧期間

令和8年10月15日から令和8年10月29日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和8年10月15日から令和8年10月29日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ (<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsudoku/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>)

横浜市公告第 519 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区

川井本町特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

旭区下川井町地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

なし

3 縦覧期間

令和8年10月15日から令和8年10月29日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和8年10月15日から令和8年10月29日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>）

横浜市公告第 520 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区

下川井町特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

旭区下川井町地内

3 縦覧期間

令和8年10月15日から令和8年10月29日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和8年10月15日から令和8年10月29日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>）

横浜市公告第 521 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区

神大寺二丁目特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

神奈川区神大寺二丁目地内

3 縦覧期間

令和8年10月15日から令和8年10月29日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和8年10月15日から令和8年10月29日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ (<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>)

横浜市公告第 522 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区

仏向町特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

保土ヶ谷区仏向町地内

3 縦覧期間

令和8年10月15日から令和8年10月29日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和8年10月15日から令和8年10月29日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ (<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>)

横浜市公告第 523 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区

名瀬北特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

戸塚区名瀬町地内

3 縦覧期間

令和8年10月15日から令和8年10月29日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和8年10月15日から令和8年10月29日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>）

横浜市公告第 524 号

公園の設置

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公園を設置する。

その関係図面は、横浜市みどり環境局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

公園の名称	位置	区域	面積	主な公園施設	供用開始の期日
師岡南谷戸 第四公園	港北区師岡 町 333 番の 38	別図の とおり	496 m ²	水飲み場 、ベンチ 、複合遊 具	令和8年 10月15日

別図（省略）

横浜市公告第 525 号

マンション等売却組合に係る資金計画の変更の認可

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第134条第1項の規定に基づき、本牧元町共同ビルマンション等売却組合の資金計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 組合の名称
本牧元町共同ビルマンション等売却組合
- 2 売却等マンションの名称及びその所在地
 - (1) 名称
本牧元町共同ビル
 - (2) 所在地
中区本牧元町61番1号
- 3 事務所の所在地
東京都渋谷区神泉町9番6号
- 4 設立認可の年月日
令和7年8月25日
- 5 資金計画の変更認可の年月日
令和8年10月15日

横浜市公告第 526 号

建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定に基づき、コモンシティ日野住宅地建築協定の認可申請があったので、次のとおり、同法第71条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第72条第1項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出なければならない。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 縦覧期間
令和8年10月15日から令和8年11月13日まで
- 2 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市建築局建築指導部建築企画課
- 3 縦覧時間
午前9時から午後5時まで
- 4 公開による意見の聴取の期日
令和8年11月24日午前10時
- 5 公開による意見の聴取の場所
港南区港南四丁目2番10号
港南区役所5階地域協働ルーム

横浜市公告第 527 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和6年3月8日第2023開1120号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鶴見区下末吉一丁目1番24号
和興開発株式会社
代表取締役 千葉 恵 右
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
港北区篠原町 1,227 番の1の一部、 1,227 番の48から 1,227 番の50まで及び 1,227 番の57

横浜市公告第 528 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和7年12月23日第2025開1114号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区神田神保町1丁目105番地
旭化成不動産レジデンス株式会社
代表取締役 市川 靖 道
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
港北区綱島東二丁目792番の5、792番の6、793番の4から
793番の10まで、794番の3から794番の5まで及び2,687番の
2

横浜市公告第 529 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和8年2月13日第2025開1716号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中区尾上町1丁目6番地
リブレ株式会社
代表取締役 小 川 慶 太
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
青葉区荏田西二丁目22番の6及び22番の43から22番の52まで

横浜市公告第 530 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和8年2月26日第2025開904号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都武蔵野市境2丁目2番2号
株式会社飯田産業
代表取締役 築 地 重 彦
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
磯子区杉田三丁目 1,077 番の1及び 1,077 番の26から 1,077 番の36まで

横浜市公告第 531 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和8年6月5日第2026開1102号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
港北区新吉田東一丁目10番34号
本 多 千鶴子
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
港北区新吉田東五丁目 2,073 番の1及び 2,073 番の11から 2,073 番の20まで

横浜市公告第 532 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 指定番号
第 2026 ・ 10 ・ 2 号
- 2 指定年月日
令和 8 年 10 月 2 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
20.50 m
- 5 指定の場所
金沢区谷津町 162 番の 12
- 6 申請者の氏名
株式会社ベステート
代表取締役 伊 部 誠

横浜市公告第 533 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 指定番号
第 2026 ・ 13 ・ 1 号
- 2 指定年月日
令和 8 年 9 月 28 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
34.39 m
- 5 指定の場所
戸塚区戸塚町 4,692 番の70及び 4,692 番の89
- 6 申請者の氏名
株式会社ハーミットクラブ
代表取締役 小 鹿 博 章

横浜市公告第 534 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 廃止年月日
令和8年9月28日
- 2 廃止する道路の幅員
4.00 m
- 3 廃止する道路の延長
20.30 m
- 4 廃止の場所
南区永楽町1丁目12番の1の一部

横浜市公告第 535 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 廃止する道路の指定番号
第44・33号
- 2 廃止年月日
令和8年10月2日
- 3 廃止する道路の幅員
4.30 m、4.50 m 及び 6.50 m
- 4 廃止する道路の延長
331.80 m
- 5 廃止の場所
港南区上永谷三丁目 5,206 番の23

横浜市公告第 536 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

1 廃止する道路の指定番号

第59・14・11号

2 廃止年月日

令和8年10月2日

3 廃止する道路の幅員

4.50 m

4 廃止する道路の延長

60.16 m

5 廃止の場所

瀬谷区瀬谷一丁目11番の17、11番の29の一部及び11番の30から11番の32まで

横浜市公告第 537 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 廃止年月日
令和8年10月6日
- 2 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 3 廃止部分の道路の延長
11.83 m
- 4 廃止の場所
泉区中田北一丁目 2,405 番の10の一部

横浜市公告第 538 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第52・11・2号
- 2 廃止年月日
令和8年10月1日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
5.55 m
- 5 廃止の場所
港北区下田町三丁目808番の2地先から808番の4地先まで

横浜市公告第 539 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

1 一部廃止する道路の指定番号

第39・92号

2 廃止年月日

令和8年9月17日

3 廃止部分の道路の幅員

4.50 m

4 廃止部分の道路の延長

438.25 m

5 廃止の場所

栄区若竹町 158 番の 9 地先から 454 番の 8 地先まで、158 番の 11 地先から 213 番の 43 地先まで、158 番の 31 地先から 282 番の 15 地先まで、158 番の 41 地先から 158 番の 54 地先まで、158 番の 45 地先から 158 番の 64 地先まで、213 番の 2 地先から 213 番の 9 地先まで及び 280 番の 2 地先から 283 番の 1 地先まで

横浜市公告第 540 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 一部を廃止する道路の指定番号
第37・59号
- 2 廃止年月日
令和8年10月6日
- 3 廃止部分の道路の幅員
5.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
33.36 m
- 5 廃止の場所
泉区下和泉三丁目 1,740 番の4地先から 1,740 番の8地先まで

区 公 告

青 葉 区 公 告 第 127 号 （ 令 和 8 年 9 月 25 日 掲 示 済 ）

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

令 和 8 年 9 月 25 日

横 浜 市 青 葉 区 長 中 島 隆 雄

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号	失 効 年 月 日
横 37 - 77 浜 横 浜	令 和 元 年 5 月 11 日
横 33 - 61 浜 横 浜	令 和 元 年 6 月 1 日
横 25 - 23 浜 横 浜	令 和 元 年 6 月 21 日
横 29 - 34 浜 横 浜	令 和 2 年 3 月 3 日
横 37 - 68 浜 横 浜	令 和 2 年 5 月 4 日
横 30 - 78 浜 横 浜	令 和 2 年 11 月 18 日
横 8 - 33 浜 横 浜	令 和 3 年 11 月 13 日
横	令 和 4 年 7 月 31 日

33 - 56 浜 横 浜	
横 33 - 64 浜 横 浜	令和4年11月5日
横 37 - 79 浜 横 浜	令和4年11月5日
横 8 - 30 浜 横 浜	令和4年11月8日
横 8 - 43 浜 横 浜	令和4年11月11日
横 8 - 38 浜 横 浜	令和4年11月24日
横 8 - 24 浜 横 浜	令和5年2月13日
横 36 - 41 浜 横 浜	令和5年2月20日

旭区公告第 150 号（令和 8 年 9 月 29 日 掲 示 済）

市税犯則事件調査吏員証の無効

次の市税犯則事件調査吏員証は、紛失した旨の届出があったので、
紛失した日から無効とする。

令和 8 年 9 月 29 日

横浜市旭区長 堀 口 和 美

証票番号	所 属	氏 名	紛失年月日
第 220 号	旭区役所総務 部 税 務 課	丸 岡 雄 二	令和 8 年 8 月 31 日

鶴見区公告第 184 号

横浜市鶴見中央地域ケアプラザの指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市鶴見中央地域ケアプラザの指定管理者として、次の者を指定した。

令和8年10月15日

横浜市鶴見区長 渋谷 治 雄

指定管理者		指定の期間
所在地	名 称	
中区常盤町 1丁目7番 地	社会福祉法人横浜 Y M C A 福祉会 理 事 長 佐 竹 博	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで

西区公告第 161 号

横浜市西区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市西区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

令和8年10月15日

横浜市西区長 本 多 由紀子

指定管理者		指定の期間
所在地	名 称	
西区高島二丁目7番1号	社会福祉法人横浜市西区 社会福祉協議会 会長 西 岡 茂	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで

旭区公告第 154 号

横浜市笹野台地域ケアプラザの指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市笹野台地域ケアプラザの指定管理者として、次の者を指定した。

令和8年10月15日

横浜市旭区長 堀口和美

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
旭区下川井町 360番地	社会福祉法人秀峰会 理事長 櫻井大	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで

金 沢 区 公 告 第 77 号

横浜市西柴地域ケアプラザ及び横浜市西柴コミュニティ
ハウスの指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に
基づき、横浜市西柴地域ケアプラザ及び横浜市西柴コミュニティハ
ウスの指定管理者として、次の者を指定した。

令和8年10月15日

横浜市金沢区長 齋 藤 真美奈

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
西 区 北 幸 二 丁 目 8 番 4 号	社 会 福 祉 法 人 昂 理 事 長 鈴 木 修	令 和 9 年 4 月 1 日 から 令 和 14 年 3 月 31 日 まで

港北区公告第 154 号

横浜市日吉本町地域ケアプラザの指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市日吉本町地域ケアプラザの指定管理者として、次の者を指定した。

令和8年10月15日

横浜市港北区長 古石正史

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
港北区新吉田町 6,051 番地	社会福祉法人緑峰会 理事長 高田光寛	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで

緑区公告第69号

横浜市鴨居地域ケアプラザの指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市鴨居地域ケアプラザの指定管理者として、次の者を指定した。

令和8年10月15日

横浜市緑区長 佐藤 康 博

指定管理者		指定の期間
所在地	名 称	
保土ヶ谷区上菅田町 1,723番地の1	社会福祉法人清光会 理事長 大 矢 直 子	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで

青葉区公告第 132 号

横浜市たまプラーザ地域ケアプラザの指定管理者の指定
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に
基づき、横浜市たまプラーザ地域ケアプラザの指定管理者として、
次の者を指定した。

令和8年10月15日

横浜市青葉区長 中 島 隆 雄

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
青葉区鉄町2, 075番地の3	社会福祉法人緑成会 理事長 田 中 実	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで

都 筑 区 公 告 第 89 号

横浜市都田地域ケアプラザ及び横浜市都田地区センター
の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に
基づき、横浜市都田地域ケアプラザ及び横浜市都田地区センターの
指定管理者として、次の者を指定した。

令和8年10月15日

横浜市都筑区長 佐々田 賢 一

指定管理者		指定の期間
所在地	名 称	
旭区下川井町 360番地	社会福祉法人 秀峰会 理事長 櫻 井 大	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで

戸塚区公告第 158 号

横浜市深谷俣野地域ケアプラザの指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市深谷俣野地域ケアプラザの指定管理者として、次の者を指定した。

令和8年10月15日

横浜市戸塚区長 白井正和

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
東京都新宿区 中落合2丁目 5番1号	社会福祉法人聖母会 理事長 高山貞美	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで

水道局

水道局告示第5号

指定公金事務取扱者の指定及び徴収事務の委託

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、徴収事務を委託した。

令和8年10月15日

横浜市水道事業管理者

水道局長 鈴木 貴 晶

指定公金事務取扱者の名称	指定公金事務取扱者の事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した徴収事務に係る歳入	指定公金事務取扱者の指定をした日	徴収事務の委託をした日
株式会社清光社	中区山下町1番地	西区、中区、南区及び保土ヶ谷区において横浜市水道局が徴収する水道料金及び下水道使用料	令和8年1月22日	令和8年4月1日
株式会社日本ウォーターテックス	埼玉県幸手市緑台1丁目19番11号	港南区、磯子区及び金沢区において横浜市水道局が徴収する水道料金及び下水道使用料	令和8年1月22日	令和8年4月1日
株式会社宅配横浜	旭区笹野台一丁目1番43号	旭区、泉区及び瀬谷区において横浜市水道局が徴収する水道料金及	令和8年1月22日	令和8年4月1日

		び下水道使用料		
株式会社宅配横浜	旭区笹野台一丁目1番43号	港北区及び都筑区において横浜市水道局が徴収する水道料金及び下水道使用料	令和8年1月22日	令和8年4月1日
株式会社アウトソーシングトータルサポート	都筑区茅ヶ崎中央8番33号	戸塚区及び栄区において横浜市水道局が徴収する水道料金及び下水道使用料	令和8年1月22日	令和8年4月1日
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南1丁目8番27号	水道料金、下水道使用料及び水道利用加入金	令和8年4月1日	令和8年4月1日
株式会社セブニーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	並びに給水装置工事の工事費、設計審査手数料及び完了	令和8年4月1日	令和8年4月1日
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3丁目1番21号	検査手数料の収納事務	令和8年4月1日	令和8年4月1日
株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1		令和8年4月1日	令和8年4月1日
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号		令和8年4月1日	令和8年4月1日
ミニストップ株式会社	千葉県美浜区中瀬1丁		令和8年4月1日	令和8年4月1日

	目 5 番 1 号			
山 崎 製 パ ン 株 式 会 社	東 京 都 千 代 田 区 岩 本 町 3 丁 目 10 番 1 号		令 和 8 年 4 月 1 日	令 和 8 年 4 月 1 日
ビ リ ン グ シ ス テ ム 株 式 会 社	東 京 都 千 代 田 区 内 幸 町 1 丁 目 2 番 2 号	水 道 料 金 及 び 下 水 道 使 用 料 の 収 納 事 務	令 和 8 年 4 月 1 日	令 和 8 年 4 月 1 日

交 通 局

横浜市交通局借上げ職員住宅管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年10月15日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第20号

横浜市交通局借上げ職員住宅管理規程（令和7年11月交通局規程第19号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「配属先へ異動後又は配属先で勤務開始後1か月を経過する日まで」を「研修期間が6か月以上である者は配属先へ異動後又は配属先で勤務開始後1か月を経過する日の前日まで、研修期間が6か月未満である者は配属先へ異動後又は配属先で勤務開始後2か月を経過する日の前日まで」に改める。

第15条第1項中「第9条第1項」を「第9条」に改め、「当該終期から1か月以内に」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第14号（令和8年10月4日揭示済）

横浜市長選挙における選挙運動費用の支出制限額

令和8年10月18日執行の横浜市長選挙における候補者1人に対する選挙運動費用の支出制限額は、36,517,700円とする。

令和8年10月4日

横浜市選挙管理委員会

区 選 挙 管 理 委 員 会

神奈川区選挙管理委員会告示第26号（令和8年10月4日揭示済）
委員の補欠

令和8年8月14日本委員会委員花村一夫が死亡したので、令和8
年10月4日本委員会に次の者を補欠した。

令和8年10月4日

横浜市神奈川区選挙管理委員会

花 村 美 紀

選挙長等

横浜市長選挙告示第1号（令和8年10月5日揭示済）

横浜市長選挙候補者の届出

令和8年10月18日執行の横浜市長選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

令和8年10月5日

横浜市長選挙

選挙長 森 敏 明

届出 受理 番号	届出 年月日	届出 の別	ふりがな 候補者の氏名	本籍 (都道府県名)	住 所	年 齢	党 派	職 業	一のウェブサイト等 の ア ド レ ス
1	令和8年 10月4日	本人 届出	ふじ かわ 藤 川 さちこ	神奈川県	神奈川県横浜市鶴見区	満 51 歳	無所属	会社員	https://sachiko-fujikawa.com
2	令和8年 10月4日	本人 届出	やま なか たけ はる 山 中 竹 春	神奈川県	神奈川県横浜市磯子区	満 54 歳	無所属	無職	https://takeharu-yamanaka.yokohama
3	令和8年 10月4日	本人 届出	なか たに かず ま 中 谷 一 馬	神奈川県	神奈川県横浜市港北区	満 43 歳	無所属	デジタルハリウッド大学大学院 特任教授	https://kazumanakata-ni.com/
4	令和8年 10月4日	本人 届出	はら さわ 原 沢 あつみ	東京都	東京都江東区	満 59 歳	無所属	弁護士	harasawa-atsumi.jp
5	令和8年 10月4日	本人 届出	ふく やま 福 山 あつし	東京都	神奈川県横浜市中区	満 37 歳	無所属	スポーツ関連会 社 社長	https://fukuyama.monster/
6	令和8年 10月4日	本人 届出	やま もと り けん 山 本 理 顕	神奈川県	神奈川県横浜市神奈川区	満 81 歳	無所属	建築家	https://sites.google.com/riken-yamamoto.com/local-area-republic
7	令和8年 10月4日	本人 届出	あさか ゆ か あさか 由 香	神奈川県	神奈川県横浜市鶴見区	満 46 歳	日本共産党	政党役員	https://newyokohama.com/

市会

令和8年第3回市会定例会会議事項（第1日）

- 1 開会日時 9月7日 午後3時30分
- 2 出席議員 86人
- 3 会議のてん末 次のとおり

会期の決定

9月7日から9月25日までの19日間と決定

市長の退職

以上即決にて同意

- 4 散会時刻 午後4時7分

令和8年第3回市会定例会会議事項（第2日）

- 1 開議日時 9月9日 午前10時00分
- 2 出席議員 85人
- 3 会議のてん末 次のとおり

市第43号議案 令和8年度横浜市一般会計補正予算（第2号）

以上関係常任委員会に付託

市第43号議案 令和8年度横浜市一般会計補正予算（第2号）

以上（付託分）委員会報告どおり原案可決

市報第7号 市営住宅等使用料支払請求即決和解事件に係る和解についての専決処分報告

市報第8号 自動車事故等についての損害賠償額の決定の専決処分報告

市報第9号 変更契約の締結についての専決処分報告

市報第10号 訴えの提起の専決処分報告

市報第11号 令和7年度横浜市繰越明許費繰越計算書報告

市報第12号 令和7年度横浜市事故繰越し繰越計算書報告

市報第13号 令和7年度横浜市公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告

以上7件報告

市第20号議案 横浜市鶴見資源物選別施設再整備事業審査委員会条例の制定

市第21号議案 横浜市山下ふ頭再開発事業審査委員会条例の制定

市第22号議案 東希望が丘第671号線等市道路線の認定及び廃止

市第23号議案 高規格救急車の取得

市第24号議案 可搬式小型動力ポンプ積載用自動車の取得

市第25号議案 補助金返還についての訴えの提起

市第26号議案 庁舎駐車場の指定管理者の指定

市第27号議案 市民ギャラリーの指定管理者の指定

市第28号議案 能楽堂の指定管理者の指定

市第29号議案	横浜みなとみらいホールの指定管理者の指定
市第30号議案	横浜市芸能センターの指定管理者の指定
市第31号議案	地域ケアプラザの指定管理者の指定
市第32号議案	地域ケアプラザ及び地区センターの指定管理者の指定
市第33号議案	福祉保健活動拠点の指定管理者の指定
市第34号議案	墓地の指定管理者の指定
市第35号議案	斎場の指定管理者の指定
市第36号議案	新本牧ふ頭建設工事（その48・中仕切堤築造工）請負契約の締結
市第37号議案	菊名小学校建替工事（建築工事）請負契約の締結
市第38号議案	瀬谷小学校建替工事（第3工区建築工事）請負契約の締結
市第39号議案	瀬谷中学校移転新築工事（建築工事）請負契約の締結
市第40号議案	瀬谷中学校移転新築工事（電気設備工事）請負契約の締結
市第41号議案	みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業に伴うみなとみらいコンベンション施設整備事業契約の変更
市第42号議案	令和8年度横浜市一般会計補正予算（第1号）

以上23件関係常任委員会に付託

4 散会時刻 午後3時38分

令和8年第3回市会定例会会議事項（第3日）

- 1 開議日時 9月25日 午後2時00分
- 2 出席議員 86人
- 3 会議のてん末 次のとおり

市第20号議案 横浜市鶴見資源物選別施設再整備事業審査委員会条例の制定

市第36号議案 新本牧ふ頭建設工事（その48・中仕切堤築造工）請負契約の締結

以上2件（付託分）委員会報告どおり原案可決

市第42号議案 令和8年度横浜市一般会計補正予算（第1号）

以上（付託分）委員会報告どおり附帯意見を付し原案可決

市第21号議案 横浜市山下ふ頭再開発事業審査委員会条例の制定

市第41号議案 みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業に伴うみなとみらいコンベンション施設整備事業契約の変更

市第22号議案 東希望が丘第671号線等市道路線の認定及び廃止

市第23号議案 高規格救急車の取得

市第24号議案 可搬式小型動力ポンプ積載用自動車の取得

市第25号議案 補助金返還についての訴えの提起

市第26号議案 庁舎駐車場の指定管理者の指定

市第27号議案 市民ギャラリーの指定管理者の指定

市第28号議案 能楽堂の指定管理者の指定

市第29号議案 横浜みなとみらいホールの指定管理者の指定

市第30号議案 横浜市芸能センターの指定管理者の指定

市第31号議案 地域ケアプラザの指定管理者の指定

市第32号議案 地域ケアプラザ及び地区センターの指定管理者の指定

市第33号議案 福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

市第34号議案 墓地の指定管理者の指定

市第35号議案 斎場の指定管理者の指定

市第37号議案 菊名小学校建替工事（建築工事）請負契約の

- 市第38号議案 締結
 瀬谷小学校建替工事（第3工区建築工事）請負契約の締結
- 市第39号議案 瀬谷中学校移転新築工事（建築工事）請負契約の締結
- 市第40号議案 瀬谷中学校移転新築工事（電気設備工事）請負契約の締結

以上20件（付託分）委員会報告どおり原案可決

- 請願第9号 市庁舎の課題検討について
- 請願第7号 市長の不法行為に対する損害賠償請求について

以上2件（付託分）委員会報告どおり不採択

- 請願第8号 学童保育における安全・安心な居場所の充実について
- 請願第10号 教育予算の拡充等を求める意見書の提出方について
- 請願第11号 部活動の地域展開等に係る十分な財政措置等を求める意見書の提出方について

以上3件（付託分）委員会報告どおり採択

- 議第7号議案 唯一の戦争被爆国として国是である非核三原則の尊重と堅持を求める意見書の提出
- 議第8号議案 教育予算の拡充等に関する意見書の提出
- 議第9号議案 部活動の地域展開等に係る十分な財政措置を求める意見書の提出

以上3件委員会付託を省略、即決にて原案可決

- 議第10号議案 山中竹春前市長のパワー・ハラスメントによる被害者の救済に向けた実態及び救済措置の調査に関する決議

以上委員会付託を省略、即決にて否決

- 議第11号議案 市民生活を支える一人ひとりの職員が安心して働くことができる職場づくりの徹底を求める決議

以上委員会付託を省略、即決にて原案可決

- 市第44号議案 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する

る条例の特例に関する条例の制定
以上関係常任委員会に付託

市第44号議案 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の特例に関する条例の制定
以上（付託分） 委員会報告どおり原案可決

決算市第1号	令和7年度横浜市一般会計歳入歳出決算
決算市第2号	令和7年度横浜市国民健康保険事業費会計歳入歳出決算
決算市第3号	令和7年度横浜市介護保険事業費会計歳入歳出決算
決算市第4号	令和7年度横浜市後期高齢者医療事業費会計歳入歳出決算
決算市第5号	令和7年度横浜市港湾整備事業費会計歳入歳出決算
決算市第6号	令和7年度横浜市中央卸売市場費会計歳入歳出決算
決算市第7号	令和7年度横浜市中央と畜場費会計歳入歳出決算
決算市第8号	令和7年度横浜市母子父子寡婦福祉資金会計歳入歳出決算
決算市第9号	令和7年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計歳入歳出決算
決算市第10号	令和7年度横浜市公害被害者救済事業費会計歳入歳出決算
決算市第11号	令和7年度横浜市市街地開発事業費会計歳入歳出決算
決算市第12号	令和7年度横浜市自動車駐車場事業費会計歳入歳出決算
決算市第13号	令和7年度横浜市新墓園事業費会計歳入歳出決算
決算市第14号	令和7年度横浜市風力発電事業費会計歳入歳出決算
決算市第15号	令和7年度横浜市みどり保全創造事業費会計歳入歳出決算
決算市第16号	令和7年度横浜市公共事業用地費会計歳入歳出決算
決算市第17号	令和7年度横浜市市債金会計歳入歳出決算
決算市第18号	令和7年度横浜市下水道事業決算報告書その他の

	他財務諸表
決算市第19号	令和7年度横浜市埋立事業決算報告書その他財務諸表
決算水第1号	令和7年度横浜市水道事業決算報告書その他財務諸表
決算水第2号	令和7年度横浜市工業用水道事業決算報告書その他財務諸表
決算交第1号	令和7年度横浜市自動車事業決算報告書その他財務諸表
決算交第2号	令和7年度横浜市高速鉄道事業決算報告書その他財務諸表
決算病第1号	令和7年度横浜市病院事業決算報告書その他財務諸表
市第45号議案	令和7年度横浜市下水道事業の利益の処分
水第2号議案	令和7年度横浜市水道事業の利益の処分
水第3号議案	令和7年度横浜市工業用水道事業の利益の処分

以上27件それぞれ43人から成る決算第一及び決算第二特別委員会を設置し、付託

市報第14号 令和7年度主要事業の予算執行実績報告
以上報告

決算第一及び決算第二特別委員会委員の選任
以上議長指名により選任（氏名 別紙1）

決算第一及び決算第二特別委員会委員長並びに同副委員長各2人の選挙

以上議長指名により選挙

当選人 次のとおり

決算第一特別委員会

委員長 長谷川 琢 磨 君

副委員長 大 岩 真 善 和 君

同 くしだ 久 子 君

決算第二特別委員会

委員長 東 み ち よ 君

副委員長 横 山 勇 太 朗 君

同 竹 内 康 洋 君

横浜市神奈川区選挙管理委員会委員補充員2人の補欠選挙

以上投票により選挙（当選人氏名 別紙2）

閉会中継続審査

決算市第1号以下27件及び委員会所管事務23件は、いずれも
閉会中継続審査とした。

4 閉会時刻 午後5時15分

決 算 第 一 ・ 決 算 第 二 特 別 委 員 会 委 員

別紙 1

	決 算 第 一 特 別 委 員 会 委 員		決 算 第 二 特 別 委 員 会 委 員	
自 民	青 木 亮 祐 磯 部 圭 太 おさかべさやか 鴨志田 啓 介 川 口 広 小 松 範 昭 佐 藤 祐 文 酒 井 誠	清 水 富 雄 渋谷 健 鈴 木 太 郎 関 勝 則 田野井 一 雄 長谷川 琢 磨 松 本 研 山 田 一 誠	東 みちよ 伊 波 俊之助 大 桑 正 貴 黒 川 勝 佐 藤 茂 白 井 亮 次 瀬之間 康 浩 福 地 茂	伏 見 幸 枝 藤 代 哲 夫 増 永 純 女 山 下 正 人 横 山 正 人 横 山 勇太朗 渡 邊 忠 則
公 明	尾 崎 太 木 内 秀 一 行 田 朝 仁 久 保 和 弘	斉 藤 伸 一 高 橋 正 治 仁 田 昌 寿	安 西 英 俊 市 来 栄美子 竹 内 康 洋 武 田 勝 久	竹野内 猛 中 島 光 徳 福 島 直 子 望 月 康 弘
立 憲	越久田 記 子 大 岩 真善和 中 山 大 輔	藤 崎 浩太郎 森 ひろたか	かざま あさみ 高 田 修 平 花 上 喜代志	麓 理 恵
維 新	いそべ 尚 哉 伊 藤 くみこ	くしだ 久 子 坂 井 太	大 山 しょうじ 柏 原 すぐる	田 中 紳 一 山 浦 英 太
国 民	坂 本 勝 司 二 井 くみよ	横 溝 じゅん子	熊 本 ちひろ こがゆ 康 弘	深 作 祐 衣
共 産	大和田 あきお	白 井 正 子	宇佐美 さやか 古 谷 靖 彦	み わ 智恵美
横 浜	関 嵩 史		山 田 桂一郎	
自 連	太 田 正 孝			
無	谷田部 孝 一			
井 上			井 上 さくら	
市 民	梶 村 充			
斉 藤			斉 藤 達 也	
興 石			興 石 かつ子	
浜 風			荻 原 隆 宏	
ゆ き			田 中 ゆ き	
長 え	長谷川 えつこ			
ト モ	大 野 トモイ			

別紙 2

横浜市神奈川区選挙管理委員会委員補充員補欠名簿

神奈川区選挙管理委員会委員補充員

花 村 美 紀

昭和19年2月11日生

神奈川区神大寺一丁目24番16号

無 所 属

三 浦 悦 子

昭和21年9月21日生

神奈川区旭ヶ丘5番32号

立憲民主党